

流山市農業委員会
平成21年第10回
総会議事録

平成21年10月23日召集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成21年10月総会議事録

1 期 日 平成21年10月23日(金)

2 場 所 流山市役所304会議室

3 議長名 高市 正義

4 出席委員(14名)

1番 水野 敬久	2番 藤井 俊行
4番 中村 敏則	5番 大作 榮
6番 根本 隆	7番 小林 常男
8番 須郷 英夫	9番 水代 啓司
11番 戸部 源房	12番 秋間 高義
13番 石井 勇	14番 大塚 侃
15番 吉田 松衛	16番 高市 正義

5 欠席委員(2名)

3番 坂巻 忠志	10番 渋谷 辰夫
----------	-----------

6 書記名 臨時職員 乗松 健

7 事務局 事務局長 池田 孝
事務局次長 岡田 敏夫
事務局次長補佐 吉田 勝実

8 会議目次

(1) 議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について(市許可)	1
(2) 議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)	3
(3) 議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)	6
(4) 議案第47号 農用地利用集積計画の決定について	8
(5) 議案第48号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について	10

(6) 議案第 4 9 号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について	1 2
(7) 議案第 5 0 号	平成 2 2 年度流山市農業施策について (建議)	1 3
(8) 報告第 1 5 号	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について	1 6
(9) 報告第 1 6 号	専決処理の報告について	1 7

開会 午後4時11分

高市議長 ただいまから平成21年第10回流山市農業委員会総会を開会いたします。

最初に、吉田委員の議席の指定を行います。

流山市農業委員会会議規則第7条第2項の規定により、議長が指定させていただきます。

15番とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、吉田委員には、小委員会については第3小委員会に、また、総合農政検討委員会に所属していただきましたので、御了承願います。

ただいまのところ出席委員14名、欠席委員は2名であります。

よって定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員を指名いたします。4番中村委員、5番大作委員を指名いたします。

また、会議の書記として乗松臨時職員を任命いたします。

これより議事に入ります。

本日の議案につきましては、お手元に配布してありますとおり、議案第44号から議案第50号及び報告第15号から報告第16号であります。

高市議長 それでは、議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について（市許可）」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

吉田次長補佐。

吉田次長補佐 議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について（市許可）

農地法第3条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成21年10月23日提出 流山市農業委員会長 高市 正義

今月の3条許可申請は、1件でございます。

最初に申請地でございますが、申請地は、流山市西深井の田、現況は畑でございます。3筆、2,788平方メートルでございます。権利者は市内で兼農として農業を営んでおります。農業経営規模の拡大を図るため、農地を購入しようとするものでございます。案内図は、1ページでございます。

以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、委員長の報告を求めます。

小林委員長。

小林委員長 御報告する前に申し上げます。

第3小委員会につきましては、これまで委員長には秋谷博委員が、副委員長は私が務めさせていただいておりましたが、秋谷委員長におかれましては、去る8月28日にお亡くなりになりました。

このため、今月、20日に開催いたしました第3小委員会において、新たな正副委員長の選出を行いました。

選出は、互選により行いまして、この結果、委員長には、私、小林が、副委員長には根本隆委員が努めさせていただくことになりましたので、御報告させていただくとともに、今後も引き続きよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告いたします。

最初に、申請者であります、権利者の年齢は59歳で、職業は兼農であります。

本件につきましては、関係者からのヒアリングを行っております。

この主な内容であります、まず、申請事由としては、経営規模の拡大を図るためということでありました。

次に、申請に至った経緯や売買価格などについてお聞きいたしました。

まず、申請の経緯であります、申請地は、流山工業団地の南側にあり、平成19年頃から売買の話があったそうですが、当時は約17ヘクタールの一連の埋立て中で申請ができませんでしたが、ここで埋立造成が終わったため、今回の申請に至ったものであります。

また、権利者は、まもなく定年を迎えるため、この畑では、ジャガイモやサツマイモなどを作付けし、西深井の直売所で販売していきたいとのことでありました。

次に権利者の営農状況ですが、農業従事者は3人で、耕作面積は約1町歩程であります。また、売買価格は、1坪当たり約3万3千円とのことでありました。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案につきましては、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 これをもって、委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑お持ちの方、挙手をお願いいたします。

11番(戸部委員) 坪3万3千円はこの辺の相場なのでしょうか。

小林委員長 この辺では妥当な線だと思われれます。

11番(戸部委員) わかりました。

高市議長 ほかにございませんか。

(異議なしの声あり。)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより表決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって本案は、許可することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

吉田次長補佐。

吉田次長補佐 議案書の2ページでございます。

議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成21年10月23日提出 流山市農業委員長 高市 正義

今月の恒久転用による5条許可申請は3件でございます。

まず1番でございますが、申請地は、流山市駒木の畑2,038平方メートルでございます。転用目的は次の2番の土地と合わせまして地域福祉の向上のため、特別養護老人ホームを建設したいというものでございます。

所要資金につきましては、千葉県からの補助金及び医療機構等からの借入金により賄うということでございます。

他法令の関係につきましては都市計画法に該当し、現在手続き中でございます。

議案案内図は2ページから3ページでございます。

次に2番でございますが、申請地は、流山市駒木の畑2,630平方メートルございまして、転用目的は同じく特別養護老人ホームでございます。

次に3番につきましては、申請地は、流山市駒木の畑12平方メートルのうち10.76平方メートルございまして、転用目的は宅地拡張とするものでございます。

これは、ただいま御説明いたしました1番と2番の特別養護老人ホームの建設に伴い、権利者の家のすぐ後ろに老人ホームの擁壁などができますことから権利者の家屋のメンテナンススペースを確保するため宅地拡張をしたいというものでございます。案内図は2ページでございます。

以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、委員長の報告を求めます。

小林委員長。

小林委員長 議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は3件でありまして、関係者からのヒアリングと現地調査を行っております。

最初に1番であります、次の2番と内容が関連しておりますので、まず、1番と2番を一括して御報告させていただきます。

最初に申請者であります、権利者は社会福祉法人でありまして、今回、この特別養護老人ホームを設置運営するために、今年、新たに設立された法人であります。

このため、事業実績は今のところありませんが、設立母体は流山市内や近隣地域において、病院や診療所などの医療事業を広く行っております。

次に、転用目的であります、1番と2番を合わせた畑2筆4,668平方メートルの土地に、建築面積2,138.86平方メートル、延べ床面積4,984.26平方メートルの特別養護老人ホームを建設したいというものであります。

次に、この施設の概要であります、鉄筋コンクリートによる3階建てでありまして、老人ホームの収容人員としては100名、また、短期入所として10名、通所介護として30名を受け入れることができる施設とのことであります。

なお、現在、流山市内での特別養護老人ホームの設置状況としては、5か所、347床とのことであります。

また、これに対して、現在の入所待機者は509人の方がいるとのことであります。

次に、安全対策等についてですが、施設の建設にあたっては、地域の方々に迷惑がかからないよう、警備員の配置や防護ネットなどを設置するほか、隣接する住民の方や自治会への説明なども行っております。また、施設開所後も、駐車場の適切な確保を行うなど万全を期していきたいとのことであります。

次に、建設に係る費用であります、この資金につきましては、千葉県からの補助金と医療機構からの借入金、また、金融機関からの融資により賄うとのことであります。

他法令の関係につきましては、都市計画法の開発行為許可が該当し、現在申請中であります。

次に、本案の3番ですが、転用目的につきましては、宅地拡張とするものであります。

権利者は、ただいま御報告いたしました特別養護老人ホームの予定地に隣接した土地に住んでおりますことから、今回、この老人ホームが建設され、境界際に擁壁などが築造されることにより、今住んでいる家屋のメンテナンスなどが非常に困難になるため、土地所有者や社会福祉法人とも協議した結果、当面、宅地拡張用地として借り受けることができるようになったため、今回の申請に至ったものであります。

なお、転用面積は12平方メートルの内10.76平方メートルであります。残りの面積につきましては、この土地に隣接して居住している今回の義務者の方の車庫用地の一部として、20年前から使用されておりました。この部分につきましては、別途、許可を要しない土地の証明願が提出されておりますので、この後の議案第48号で御審議いただきたいと思っております。次に、他法令の関係につきましては、該当はありません。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案につきましては、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 これをもって、委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑お持ちの方はいらっしゃいますか。

11番(戸部委員) 建設資金は、前にやった時には国や県の補助金がありました。今の段階では、その辺についてはどうなっているのでしょうか。

吉田次長補佐 資金の賄い方につきましては、まずひとつは千葉県からの補助金を使うということでございまして、こちらについては既に県からの内示を受けております。また、医療機関からの借り受け、また、金融機関からの融資により賄うということでございます。

11番(戸部委員) 特別養護老人ホームと病院の関係はどうでしょうか。

小林委員長 この老人ホームの前身は、昭和41年4月に流山市江戸川台西にある眼科の開設に始まりまして、医療法人の設立は平成元年3月13日、現在は、人間ドックが柏市と東京の2ヶ所、また、北柏に総合病院、介護老人保健施設2ヶ所、診療所3ヶ所、訪問介護ステーション1ヶ所、居宅介護支援事業所1ヶ所、在宅支援センター1ヶ所を運営して、地域の皆様に保健医療福祉サービスを提供しているということでございます。

なお、今回できる老人ホームですが、ほとんど車いす以上の介護4級、5級を主に受け入れるとのことでした。また、流山市の方を優先にさせていただけるようなお話でございました。

11番(戸部委員) そうしますと、老人ホームを含めて介護や福祉の方に全体的に力を入れていく一環であるということですね。わかりました。

高市議長 ほかにございますか。

(異議なしの声あり。)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより表決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、多数であります。

よって本案は、許可することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

吉田次長補佐。

吉田次長補佐 議案書の4ページでございます。

議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成21年10月23日提出 流山市農業委員長 高市 正義

今月の一時転用による5条許可申請は1件でございます。

申請地は名都借の田3筆、4,372平方メートルでございます。権利者は、松戸市で土木会社を営んでおりまして、転用目的は資材置場とするものでございます。移転の原因は賃貸借で転用期間は5年でございます。所要資金につきましては約523万円で全額自己資金で賄います。他法令の関係は埋立条例が該当し現在手続中でございます。案内図は、4ページから5ページでございます。

以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、委員長の報告を求めます。

小林委員長。

小林委員長 議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請について」御報告いたします。

本案につきましても、関係者からのヒアリングと現地調査を行っております。

まず、転用目的につきましては、資材置場とするものであります。次に、申請者であります。権利者は松戸市に本店を置き土木業を営んでいる会社

で、流山市の鱈ヶ崎にも支店があります。次に、転用理由でございますが、現在、使用している置き場は、松戸市幸田や鱈ヶ崎などに3か所ありますが、この既存の資材置場が手狭になったこと、また、現在、松戸市幸田にある資材置場の借地契約が切れるため、その代替地としたいというものでありまして、貸借期間は5年間とするものであります。

事業実績としては、道路整備工事などの公共事業も多く行っている会社でありまして、これにより、工事に必要なトラックなどの車両のほか油圧ショベルなどの重機も多く所有しているとのことございまして、資材置場には、これらの重機のほか、山砂や川砂などの資材を置きたいといことであります。

なお、転用にあたっては、工事中はもとより、使用にあたっては、周囲に高さ3メートルの塀を設置するなど、十分注意をするということありますが、車両の通行にあたっては近隣住民の方に十分配慮し、安全及び防犯対策には責任をもって行うよう強く指導いたしました。

なお、一時転用期間終了後は、畑地に復元し土地所有者に返還するため、資材置場の造成工事を行う際には、残土は使わず良質土をもって埋立てをするということで地質証明書も添付されております。

次に、資金計画につきましては、造成費等で約523万円ございまして、これを全額自己資金で賄う予定です。

次に、他法令の関係につきましては、流山市の埋立て条例が該当し、現在申請中であります。また、土地改良区との協議も行われております。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案につきましては、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 これをもって、委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方いらっしゃいますか。

11番(戸部委員) 県立流山東高校が特別支援流山高等学園の分校になり、来年度1年生120名が通いますが、生徒の通学ルートとの動線はどうなりますか。

吉田次長補佐 資材置場とするために、まず埋立てを行います。そのルートにつきましては、搬出元の松戸市馬橋の山土を国道6号を通過して申請地に来ますが、流山市内に入ってからルートにつきましては、被害防止なども考慮し変更の検討もしているということございまして。通行に関しましては大型車規制はされてはおりませんが、安全には十分配慮したいということございまして。

11番(戸部委員) 道路の幅が狭いのですが大型車のルートはどうなりま

すか。交通安全上の問題はどうなっていますか。

池田局長 埋立てについては関係課との協議に入っておりまして、道路関係部署の方から搬入経路の変更要請を受けているということです。また、日々の業務活動についてですが、中心は4トン車ということで影響はないと思われれます。

11番(戸部委員) 安全面について、住宅地ですので業者にきちんとおいてください。

高市議長 ほかにございますか。

13番(石井委員) 建物は建てませんね。確認はしましたか。

小林委員長 外から塀の中が見られるようになっています。

2番(藤井委員) 建物は私が厳しく確認いたしました。

13番(石井委員) はい、わかりました。

高市議長 ほかにございますか。

(異議なしの声あり。)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより表決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって本案は、許可することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第47号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

吉田次長補佐。

吉田次長補佐 議案書の5ページでございます。

議案第47号 農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が次のとおりあったので、意見を求める。

平成21年10月23日提出 流山市農業委員会長 高市 正義

今月の利用集積は、更新が2件、新規が2件でございます。

最初に更新の1番でございます。流山市西深井の田1筆、1,021平方メートルでございます。議案案内図は6ページでございます。次に更新の2番でございます。流山市西深井の田1筆、1,021平方メートルでございます。議案案内図は6ページでございます。

次に議案書の6ページをお開きください。新規の3番でございます。流山

市平方の田2筆、1,914平方メートルでございます。議案案内図は7ページでございます。次に新規の4番でございます。流山市西深井の田2筆、2,042平方メートルでございます。議案案内図は8ページでございます。

次に、議案書の7ページでございますが、今年度の利用集積事業の累計表でございます。また、委員別の利用集積事業実績表を配布させていただいておりますので、御参考にしていただきたいと存じます。また、引き続き、新規の掘り起こし及び更新に御尽力いただけますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、委員長の報告を求めます。

小林委員長。

小林委員長 議案第47号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、更新によるものが2件、新規によるものが2件、合計で4件であります。

次に、現地の状況であります。今月の4件、6筆はすべて水田でありまして、1番から4番までの農地のいずれもが、水稻の刈り取りや耕起後の状態となっております。農地として適正に管理されております。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 これをもって、委員長の報告を終わります。

なお、本案のうち1番、2番及び4番については、石井委員に關係する案件でありますので、まず、本案のうち3番を審議いたします。

これより、本案のうち3番に対する質疑に入ります。

質疑お持ちの方はいらっしゃいますか。

(異議なしの声あり。)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより表決を行います。

本案のうち3番について、委員長の報告のとおり、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって本案のうち3番については、承認することに決定いたしました。

次に本案のうち1番、2番及び4番については、石井委員に關係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、

石井委員の退席を願い、審議いたします。

石井委員の退席を求めます。

(石井委員退席。)

これより、本案のうち1番、2番及び4番に対する質疑に入ります。

質疑お持ちの方はいらっしゃいますか。

(異議なしの声あり。)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより表決を行います。

本案のうち1番、2番及び4番について、委員長の報告のとおり、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって本案のうち1番、2番及び4番については、承認することに決定いたしました。

(石井委員着席。)

高市議長 次に、議案第48号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

吉田次長補佐。

吉田次長補佐 議案書の8ページでございます。

議案第48号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を次のとおりとする。

平成21年10月23日提出 流山市農業委員会長 高市 正義

今月の証明願は2件でございます。

最初に1番でございますが、流山市深井新田の登記簿田、現況宅地、3筆214平方メートルでございます。土地の地目変更登記申請をするため証明願があったものでございます。議案案内図は9ページでございます。

次に2番でございますが、流山市駒木の登記簿畑、現況宅地、12平方メートルのうち1.71平方メートルでございます。土地の地目変更登記申請をするため証明願があったものでございます。

議案案内図は2ページでございます。

以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、委員長の報告を求めます。

小林委員長。

小林委員長 議案第48号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

本案につきましては、審議に先立ちまして現地調査を行っております。

最初に1番ですが、申請地は、申請人が住んでいる母屋の北側と南側にあり、地目は田となっておりますが、昭和62年頃から、納屋が建てられ宅地の一部として現在も使用されておりました。

また、申請書の提出にあたっては、昭和63年に撮影された航空写真が添付されておりました。

次に2番ですが、申請地は、申請者が住んでいる住宅地の東側に隣接しております。

この土地の地目は畑で、面積は、12平方メートルのうち、先ほど御審議いただきました、議案第45号の3番の10.76平方メートルを除く残りの部分、1.71平方メートルであります。

また、この土地の所有者は近隣の方ですが、当時、車庫を作るにあたって、この車庫面積が足りなかったために、所有者の了解のもと、昭和55年頃から車庫用地の一部として使用され、現在に至っているとのことあります。

今回、先ほどの特別養護老人ホームの案件とともに、これを機に、登記簿上の地目と現況の地目を一致させるため、土地所有者の了解をいただき申請があったものであります。

なお、本件につきましても、申請書の提出にあたっては、昭和59年に撮影された航空写真が添付されておりました。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案については、全会一致をもってそれぞれ証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 これをもって、委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑お持ちの方はいらっしゃいますか。

(異議なしの声あり。)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより表決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり、証明することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって本案は、証明することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第49号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

吉田次長補佐。

吉田次長補佐 議案書の9ページでございます。

議案49号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

平成21年10月23日提出 流山市農業委員長 高市 正義

今月の証明願いは1件でございます。

最初に申請者でございますが、申請者は買取り申出事由の生じた方の妻とその長男夫婦でございます。申請地は流山市鱈ヶ崎の畑1筆、640平方メートルでございます。議案案内図は10ページでございます。

以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、委員長の報告を求めます。

小林委員長。

小林委員長 議案第49号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」、御報告いたします。

本案につきましても、現地調査と申請者からのヒアリングを行っております。

まず、申請地の状況ですが、現地では、サトイモなどの作付けや耕起が行われておりました。

次に申請理由ですが、今まで世帯主として農業を中心に行っていた方が、昨年83歳で亡くなられ、世帯主の妻と長男夫婦の3人が相続をしております。

申請地は市街化区域にあり、今まで生産緑地として耕作を続けてきたものではありませんが、農業を専業としていた世帯主が亡くなり、今後は今までのように、耕作を続けていくことが困難になったというものであります。

最後に、今後の土地の利用計画についてもお聞きしましたが、今のところは特に具体的な計画はないとのことでありました。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案については、全会一致をもって、証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 これをもって、委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑お持ちの方はいらっしゃいますか。

(異議なしの声あり。)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより表決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり、証明することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって本案は、農業の主たる従事者として、証明することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第50号「平成22年度流山市農業施策について(建議)」を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

吉田次長補佐。

吉田次長補佐

議案50号 平成22年度流山市農業施策について(建議)

農業委員会等に関する法律第6条第3項の規定により、平成22年度流山市農業施策について別紙のとおり建議する。

平成21年10月23日提出 流山市農業委員長 高市 正義

みなさまのお手元に配布させていただきました、平成22年度流山市農業施策について(建議)(案)をご覧くださいと思います。

こちらについて、朗読させていただきます。

平成22年度流山市農業施策に関する建議(案)

1 生産基盤の整備について

(1)本市の農地は、不耕作地が100ヘクタールに迫っていることから、意欲ある農業者、企業等に積極的に利用集積を進めると共に、利用権設定事業に対する「奨励金の交付」を拡充されたい。

(2)不耕作地については早急に現地調査を実施し、耕作可能地域を明確化すると共に毎年計画的に再整備を図り、農地の保全を図られたい。

(3)本市の農地は、急速な都市化の中、農地本来の土壌保持や保水による災害防止及び緑地の確保による都市環境の保全等本市まちづくりに極めて重要な役割を担っていることから、(仮称)災害防止・緑の保全農地として奨励金を交付し、保全を図られたい。

2 生産流通体制の整備について

(1)本市農業の振興を図るため、3農協の合併を機会に「3年を目途」に

東葛農業の拠点として、常磐道流山インター周辺に10億円規模の「野菜の販売所・観光農園・体験農園」の建設を図られたい。

- (2) 本市農業を推進するため、消費者の購買意欲をそそる本市農産物のブランド化及び加工品を本格的に研究し、日本全国に宣伝を図られたい。
- (3) 地産・地消を推進するため、地元スーパー、小売店への農産物販売コーナーの展開及び学校給食、病院等への計画的導入を図られたい。

3 農業経営の高度化への支援について

- (1) 本市農業の発展は、中核となる認定農業者の育成と支援体制が最重要課題であるため、本市独自の「資金・機械・施設」等支援体制の整備を図られたい。
- (2) 農地法の一部改正は、企業及び新規農業者の受け入れのチャンスであるため早急に支援体制を整備し、野菜工場や無農薬栽培等生産施設の高度化の促進を図られたい。

4 市民とのふれあい農業の推進について

- (1) 不耕作地を利用し、小中学校の子供達が、農業体験を通じて種蒔きから収穫及び食まで学べる学校農園の設立を図られたい。
- (2) 都市住民に農業について理解を深めてもらうため、農協や各種農業団体と連携して産業まつりや各種イベントに取り組み、農産物のPR及び販売促進を積極的に展開されたい。
- (3) 地元農産物活用を促進するため、年1回の直売マップの製作、配布を行い、地産地消の拡大を図られたい。

5 生産環境の改善について

- (1) 農業で使用する廃ビニール等の処理については、搬出時期の不整合及び搬出に際しての繁雑性があるので、四半期(年4回)毎に簡便に処理できるよう改められたい。
- (2) 農地への不法投棄、ペットの侵入及び農産物の盗難等を防止するため、地域防犯パトロール隊及び不法投棄パトロール隊への協力要請を図られたい。
- (3) 旧青道は本市所有であるが、多くは荒廃状態であるので、近隣農地の状況を踏まえて有効利用及び定期的草刈りの実施等整備を図られたい。

6 地域共生農業の推進について

- (1) 市街地における農地は、緑地空間の保全及び災害時の避難場所確保の観点から必要であり、本市地域防災計画へ位置付けし、市民との共生の方策の一つとして明確化を図られたい。
- (2) 上記(1)の保全を図るため、生産緑地の随時指定を検討されたい。

7 都市との調和のとれた農業振興について

地域住民が主体的に取り組む直売組織の育成や水稲、枝豆等のオーナー制度の拡充を図り、交流促進を図られたい。

8 新川耕地活性化の促進について

- (1) 工業団地南側18ヘクタールの埋め立て農地は、将来の流山市農業の実験基地とするため、流山高校園芸課の実習農場として位置付けるよう県に要請されたい。
- (2) 新川承水路は、台地部からの流入もあり十分に機能していないため、汚水が新川耕地内の水田に流入し耕作に甚大な影響を与えている。また、流末である今上落川内には、草木が繁茂し、まったく機能していない状況である。このため、新川承水路及び今上落川の整備を早急に図られたい。

9 女性農業者の経営・社会参画の推進について

- (1) 女性農業者の一段の能力向上を図るため、先進地視察、パソコンの研修、加工食品の研究等、より一層の支援体制の強化を図られたい。
- (2) いろいろやハーモニーは、障害者と農家で働く女性の自立を主目的としていることから、更に促進できるよう市内3か所に販売所の拡大を積極的に図られたい。

10 その他

団塊世代の大量退職に伴い、新規就農が見込まれることから、就農支援等受入れ体制について整備されたい。

以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、委員長の報告を求めます。

戸部委員長。

戸部委員長 本案に関する流山市総合農政検討委員会における審議の経過と結果について御報告いたします。

総合農政検討委員会は、9月25日及び本日、委員多数の御出席をいただき開催いたしました。

当日の議題は、平成22年度流山市農業施策に関する建議案の策定についてであります。

今年度は、改正農地法の施行を間近に控えた現在、企業及び新規就農者の受入れ促進は、危機的状況にある本市農業の再生の絶好の機会と捉え、多数の委員さんから提出のあった全86項目の要望事項を、慎重に検討した結果、先ほど事務局から提案のあったとおりであります。

詳細については、事務局が説明いたしましたので、よろしく願いいたします。

以上で、流山市農業委員会総合農政検討委員会における審議の経過と結果

についての報告を終わらせていただきます。

よろしく願います。

高市議長 これをもって、委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑お持ちの方はいらっしゃいますか。

(異議なしの声あり。)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより表決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり、建議することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって本案は、原案のとおり建議することに決定いたしました。

高市議長 次に、報告第15号「認定電気通信事業の行う中継施設等の設置について」報告を求めます。

吉田次長補佐。

吉田次長補佐 議案書の11ページでございます。

報告第15号 認定電気通信事業の行う中継施設等の設置について

農地法施行規則第7条第16号の規定により、次のとおり事業計画書の提出があったので報告する。

平成21年10月23日提出 流山市農業委員長 高市 正義

土地の表示につきましては、流山市平方の畑1筆、面積は1,659平方メートルのうち112.75平方メートルでございます。

転用目的につきましては、認定電気通信事業者となっている携帯電話会社が電波不感地帯解消及び無線機容量増対策のため、携帯無線基地局を設置するもので、計画書の受付は平成21年9月30日でございます。

これにつきましては、農地法施行規則の中にごございます、農地の転用のための権利移動の制限の例外規定のひとつに該当するものでございまして、本件につきましてもこれに該当するため、許可申請書の提出が不要となり、事業計画書の提出があったものでございます。議案案内図は11ページでございます。

以上でございます。

高市議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(異議なしの声あり。)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第16号「専決処理の報告について」報告を求めます。

吉田次長補佐。

吉田次長補佐 それでは議案書の12ページでございます。

報告第16号 専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規定第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成21年10月23日報告 流山市農業委員長 高市 正義

まず1番、農地法第4条第1項第5号の規定による届出でございます。これは先月の9月分でございます。全部で3件の届出がございました。転用目的別では、住宅用地が3件でございます。以上、3件3筆、588平方メートル、内訳は田1筆、182平方メートル、畑2筆、406平方メートルでございました。

次の議案書の13ページでございます。2番、農地法第5条第1項第3号の規定による届出でございますが、これも9月分でございます。全部で7件の届出がございました。移転の原因別では、売買が7件でございます。転用目的別では、住宅用地が5件、公衆用道路が1件、ゴミ集積所用地が1件でございます。以上、計7件、10筆、2,821平方メートル、内訳は田2筆、89平方メートル、畑8筆、2,732平方メートルでございます。

以上でございます。

高市議長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(異議なしの声あり。)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、定例総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後5時15分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成21年10月23日

議長 流山市農業委員会 会長 高市 正義

流山市農業委員 中村 敏則

流山市農業委員 大作 榮